

## 八幡平市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査(令和2年11月実施分)の結果を、同条第9項の規定により公表する。

令和2年12月28日

八幡平市監査委員 村山 巧  
八幡平市監査委員 井上 辰男

### 記

#### 第1 監査の執行日時、対象及び場所等

期 日	対象課等	時 間	場 所
令和2年 11月11日	健 康 福 祉 課	10:00 ~ 12:00	議会議事堂 理事者控室
	地 域 福 祉 課	13:15 ~ 16:30	
11月17日	学 校 給 食 セ ン タ ー	9:30 ~ 11:00	
	図 書 館	11:00 ~ 12:00	
	教 育 総 務 課	13:15 ~ 16:30	
教 育 指 導 課			

#### 第2 監査執行者

監査委員 村山 巧  
監査委員 井上 辰男

#### 第3 監査の主眼

財務に関する事務事業の執行及び事業の管理が適切に行われているかを主眼とした。また合規性に加えて、合理性、妥当性の視点からも監査を実施した。

なお、監査の実施にあたっては、八幡平市監査基準及び当年度の監査方針に基づき監査を行った。

#### 第4 監査の方法

令和2年度における財務実務、事業の実施状況及び管理状況について、あらかじめ調書の提

出を求めたうえで、所定の調書に基づき各所属長等から説明を聴取するとともに、併せて既に行った実施した例月現金出納検査の結果等を踏まえて、抽出調査の方法も併用し、関係書類を調査する監査の方法とした。

なお、各課等に事前に提出を求めた調書は次のとおりである。

(各課等)

事務事業の概要及び予算執行状況（歳入・歳出）、業務委託契約（随意契約）の状況、工事契約（随意契約）の状況、負担金・補助及び交付金の交付状況、徴収金に関する調べ（指定債権のみ）、財産管理の状況（公有財産等の管理状況・未登記状況調書（土地））、職務に関連した現金等及び団体事務局の取り扱い状況（関連別紙【直接収納現金】）、コンプライアンスの取組状況、指摘事項等の取組状況、年間スケジュール表

(地域福祉課)

公立保育所の状況、私立保育所の状況、学童保育クラブの状況

## 第5 監査の結果

監査の結果、各課等の一部の事務処理について、以下に掲げる事項が認められたので適切な措置を講じられたい。また、監査時に見受けられた軽易な事項については、その都度、担当職員に対して改善検討を要請した。

なお、指摘事項については、改善措置を講じたのち、その内容を速やかに監査委員に報告するものとする。ただし、(1) 共通に係る指摘事項については、報告を要しない。

### (1) 共通

#### ① 予算執行に係る関係課長への合議について【指摘事項】

八幡平市予算規則第12条において、契約の締結や補助金を交付する場合等にあつては、同規則の合議事項及び合議区分の定めるところにより、関係課長に「合議をしなければならない」旨、規定されているにもかかわらず、総務課長への合議をせずに随意契約を締結している業務や企画財政課長への合議を行わずに補助金交付決定・予算執行している業務が複数の課（図書館、教育総務課）において、複数件見受けられた。予算の執行に当たっては、安易に前例を踏襲するのではなく、その都度、予算規則等の関係例規を確認して適時・適切に関係課長への合議を行い、規則等に定める決裁区分に則した決裁を得たうえで、適正に予算を執行すること。

### (2) 地域福祉課

#### ① 契約書に添付すべき仕様書の未添付について【意見又は留意事項】

令和2年度の「松尾地区保育所建設工事監理業務」について、委託契約書では「別紙仕様書により委託契約を締結し」とあるが、契約書に仕様書は添付されていない。別紙となっている仕様書は、契約書と一体のものであり、委託業務を適切に履行させるための必要不可欠な書類であるので、適切に対処されたい。

(3) 学校給食センター

① 契約書の呼称見直しへの対応について【注意事項】

令和2年度の「学校給食使用済食用廃油売払業務委託」について、契約書の条文は、八幡平市が「甲」、相手方は「乙」の表記となっている。これら呼称の見直しについては、平成30年12月28日付け総務課長名の公文書により、一部例外を除いて『「甲」、「乙」の略称表記を廃止し、「発注者」、「受注者」と表記する』旨の通知が出されている。当該契約内容は、通知の趣旨に合致するものと思慮されるので、今後においては適切に対処されたい。

(4) 教育総務課

① 業務委託に係る当該事業予算超過について【注意事項】

令和2年度の「学級集団調査業務」について、5月に1回目、9月に2回目の業務委託契約を行っている。当該事業予算額は329,000円であり、契約額は1回目、2回目とも166,980円で、その合計額は333,960円となり、当該事業予算額を4,960円上回っている。施行伺い時には当該事業予算額や予算残額を確認し、執行に当たっては、予算額を超過することのないよう適正に委託契約事務を執行すること。

② 見積年月日と受付年月日の不整合について【注意事項】

令和2年度の「平館小学校トイレ改修工事实施設計単価入替業務」について、見積年月日が令和2年4月16日となっているのに、見積書が同封されていた封筒の受付印は令和2年4月14日となっており、見積日と受付日が時系列的に逆転している。これについて同課は、「見積徴収の相手方が、市が提出期限とした年月日を記載して提出したため」と説明しているが、今後においては、決裁権者を含めて、決裁ラインのチェック機能をより強化して、適正に委託契約事務を執行すること。